

墨田区消防団運営委員会（第1回）次第

令和2年10月6日（火）
午前10時00分～午前11時30分
墨田区役所（7階）庁議室

開 会

1 委員長あいさつ

2 審 議

- (1) 特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について 資料1
- (2) 特別区消防団運営委員会への諮問事項について 資料2
- (3) 今後の審議日程について 資料3

3 その他

閉 会

特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針

1 諮問事項

特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか（審議期間：平成31年1月から令和2年3月まで）

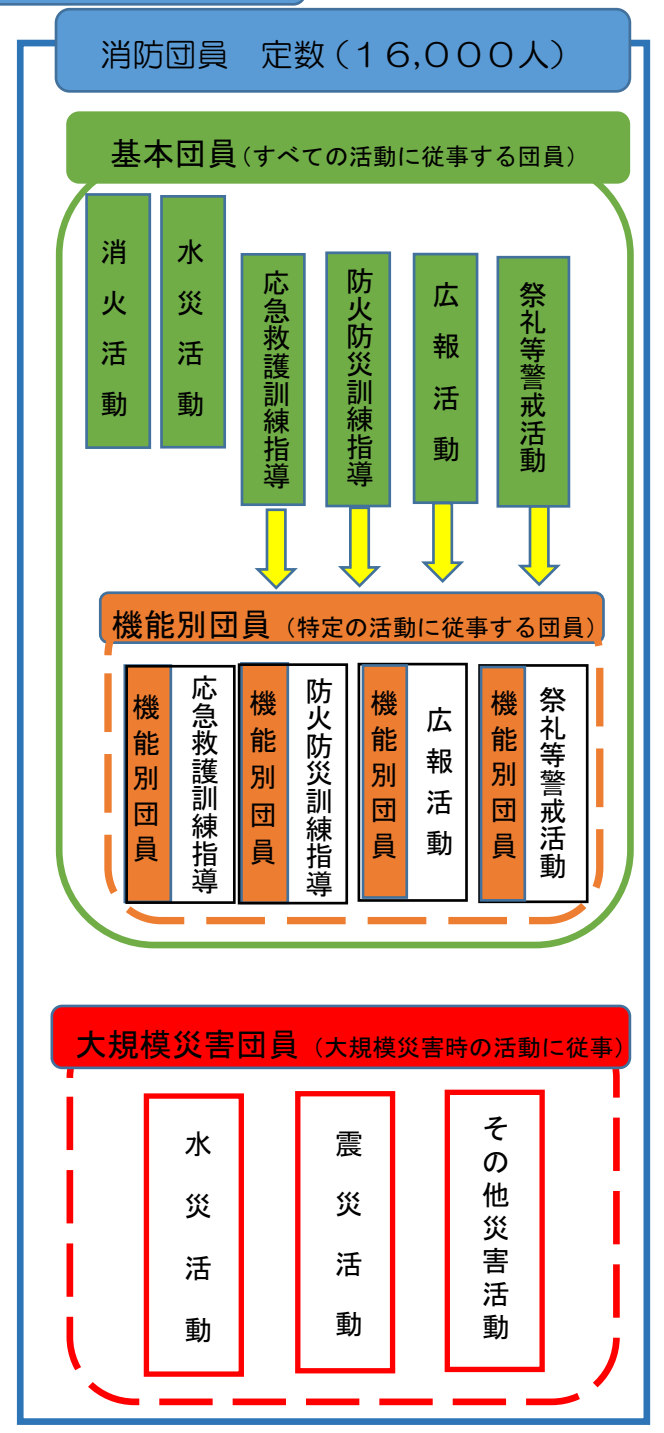
2 諮問事項

近年、地震や台風等の大規模災害により、各地で甚大な被害が発生している。そのような中、地域防災力の要である消防団員は減少し続けており、地域防災力の低下が懸念されている。そのため、総務省消防庁は特定の活動に従事する「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請しており、2018年1月には「消防団員の確保方策等に対する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う大規模災害団員の導入についても提案がなされた。

3 答申内容

- 機能別団員の更なる拡充
基本団員の負担軽減や活動しやすい環境を整備するため、より積極的に導入が必要である。
- 大規模災害団員の導入
大規模災害時の人員確保等を図るため、導入が必要である。

4 答申概要図



5 機能別団員の更なる拡充について

基本的団員の負担軽減や活動しやすい環境を整備するため、全特別区消防団で機能別団員を導入する。

	答申内容	対応方針
任務	主に要請回数が多い応急救護訓練指導、防火防災訓練指導、広報活動及び警戒活動に限定して指定する。	各消防団の出場状況、各団員の出場状況及び資格等に応じて、負担軽減が図られるように任務を指定する。 ※機能別団員は基本団員であることから指定任務以外の活動を妨げるものではない。
対象者	・入団を希望する女性や学生 ・家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員 ・消防団員としての経験があり指導助言ができる団員(アドバイザー)	・家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員 ・管内区域に在学する学生 ・定年前に退団を希望する団員 ・経験があり指導助言ができ、且つ希望する団員 ※団長や分団長と面談等を実施し指定する。
処遇服装	業務内容により活動回数や時間など定量比較ができないため差異をつける必要がある	費用弁償、年額報酬、退職報償金等については、基本団員と同様とする。
階級	原則、「団員」とする。ただし、リーダー的存在となり、一定の知識、技術を身に着けた団員は「班長」までとする。	・階級は基本を「団員」とする。ただし、リーダー的存在になれる団員にあっては「班長」とすることも可能とする。(班長の定数に注意！) ・基本団員として活動が可能となった場合は、基本団員に準じる。
配置先	地域の実情や業務内容により、団本部付けまたは分団本部付けにすることが必要	配置先は、各消防団の実情に応じて団本部又は分団本部を指定する。

6 大規模災害団員の導入について

大規模災害時の人員確保を図るため、全特別区消防団で大規模災害団員を導入する。

	答申内容	対応方針
任務	大規模災害時における避難誘導、災害情報の収集、消火、救助活動の支援等を行う。	災害情報の収集、避難誘導、消火・救助活動支援などの任務を指定
対象者	専門知識、技術を有する者	・消防職団員OB ・医療経験従事者等の専門技術を有している者
処遇服装	・費用弁償、退職報償金については基本団員と同額 ・年額報酬にあっては減額 ・服装は活動に制限があることから、制服以外の必要な被服等	・費用弁償、退職報奨金は基本団員と同様とし、年額報酬にあっては限定された活動となるので、減額とする。 ・服装にあっては、活動が限定されることから制服以外の必要な被服等とする。
階級	・原則、「団員」とする。 ・リーダー的存在になる場合は、「班長」までとすることができる。	・階級は基本を「団員」とする。ただし、リーダー的存在になり、一定の知識、技術を身につけた団員は「班長」までとすることができる(班長の定数に注意！)
配置先	原則、団本部付けとする。	原則として、各消防団管轄区域での活動が期待されることから団本部付けとする。

特別区消防団運営委員会の

首都東京を守る消防団

諮問事項について



1 諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか

(諮問期間 令和2年8月から令和3年7月末日まで)

2 諮問の趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても期待されています。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的な豪雨による災害が発生しており、令和元年に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところです。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資器材・分団本部の充実強化などの課題が抽出されました。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものであります。

3 課題事項

① 災害状況に応じた、参集及び任務班の編成時期

- 災害発生時期と参集時期のタイムラグがあり、任務班を編成しても待機が長い状況が続いたことから、参集時期をどうすべきか
- 団員には勤め人もいることから平日や休日、また時間帯により参集することができる団員数に差が生じることから、限られた人員での任務班の編成順位及び編成人員数をどうすべきか

② 水災活動時の教育訓練及び安全管理

- 水災活動時の活動技術及び知識の向上のため、どのような訓練及び教育を行うべきか
- 安全管理技術及び知識の向上をどのように行うべきか

③ 河川越水等による浸水時の団員の避難時期

- どのような状況になった場合に消防団員が避難を開始すべきか

④ 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等

- 相互応援体制（区内応援・方面内応援・近隣応援）をどう実施すべきか

⑤ 避難所支援の要請対応

- 災害対応のほか、区によっては住民等から避難所運営支援等の要請があったが、（墨田区では現段階まで消防団の活動について住民等からの要請は入っていません。）今後のためにどうあるべきか

⑥ 予想を超える水災に対する装備資器材の増強、分団本部スペースの確保及び機能向上

- 地域特性に応じた活動能力強化のために、どのような装備資器材の増強が必要とされるか
- 長時間活動及び深夜待機時の休憩スペースをどう確保するか
- 分団本部で河川水位等の情報をどのように収集するか

根拠法令（消防組織法第18条第3項）
消防団は、消防署長の管轄の下に行動するものとし、消防署長の命令があるときは、その区域外において行動することができる。

災害活動に関する規定
第1条 この規定は、特別区消防団の災害に対する活動の基準その他必要な事項を定めることにより、特別区内の消防署長が消防団長を通じて、団の活動能力を十分に発揮させることを目的とする。

災害活動の基準（災害活動の基本及び水災時の原則）
第1条 災害活動は、署隊本部又は指揮本部の下指揮系統の一元化を図り、団の保有する装備資器材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。
第17条 (1) 署隊本部のもと団本部を設置する。
(2) 参集した団員を災害状況に応じ必要な任務班に編成する。

管内

管外

団員参集

凡例 ■ 参集団員 ■ 待機団員

区分	発令基準	配備状況
水防第一 非常配備 態勢	1 台風の進路が東日本に予想される場合、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内に大津波警報が発令されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	参集なし
水防第二 非常配備 態勢	1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	1/3 参集
水防第三 非常配備 態勢	1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下に大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	1/2 参集
水防第四 非常配備 態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全団員 参集

審議日程表（案）

開催回数等	審議内容等
第1回 令和2年10月6日（火）	<ol style="list-style-type: none">1 前回の答申内容の概要説明2 今回の諮問及び趣旨の説明3 審議の検討事項の説明4 今後の審議日程（予定）
第2回 令和3年2月中	<ol style="list-style-type: none">1 答申書（案）骨子の説明2 答申書（案）骨子内容の検討
文書審議 令和3年4月中	<ol style="list-style-type: none">1 答申書（案）の検討（文書郵便または配送）2 各委員の意見等の取りまとめ（文書化）
第3回 令和3年5月中	<ol style="list-style-type: none">1 答申書（案）の最終審議2 答申書の決定